

令和 4 年第 11 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年11月30日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第24号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	
報第19号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	
報第21号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	

行う。

議長 議第 24 号の 1 について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 以前から所有者より、赤坂町の土地を手放したいという話は聞いていた。現状は、土地の大半は休耕地となっている。譲受人は太陽光パネルを設置することが主な目的だと思う。ドクダミの栽培を行うとの事だが、臭いもあり、繁殖力が強い事から、あまり良い印象はない。作り方が悪いと害になることもある。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 それでは議第 24 号の 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

17 番 栗と柿の木が植わっており、綺麗に管理されている状態。譲受人はやる気も能力もあり、手伝いをしてくれる人もいて、所有権が移る事には何の問題もない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 24 号について採決を行う。議第 24 号の 1 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 24 号の 1 は承認することに決定する。

議長 続けて、議第 24 号の 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 24 号の 2 は承認することに決定する。

議長 次に議第 25 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 25 号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■■■■■番地、■■■■■■■■。土地は、高田町岩曾根■■番地、登記簿地目は畑、現況は雑種地、991 m²。転用目的は露天駐車場。以前から譲渡人の父親がこの土地を譲受人に賃貸借していた。この父親が亡くなって相続の際、農地という事が判明し、今回の売渡をするにあたって申請となった。

議長 議第 25 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

16 番 すでに駐車場となってしまう事は違反であるが、この所有権移転自体に問題とする所はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 25 号について採決を行う。議第 25 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 25 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 19 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を上程する。報第 19 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。申請番号 1 合意解約、貸付人、■■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■■■。借受人、■■■■市■■■町■丁目■■番地の■、■■■■■。土地は 2 筆。大原町 3 丁目■■番地、登記簿地目は田、現況も田で 523 m²、同じく■■番地、登記簿地目は田、現況も田で 560 m²。平成 19 年 11 月 1 日に解約をされていたが、今年の 9 月 16 日に通知が提出された為、報告するもの。

議長 報第 19 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 19 号を終了いたします。

議長 次に報第 20 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 20 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件。申請番号 1 ■■■市■区■■■丁目■■番■■号、■■■■。土地は金岡町 2 丁目■■番地、登記簿地目は原野、現況は畑、302 m²。駐車場に転用。

申請番号 2 ■■■市■■町■丁目■、■■■■。土地は池田町 1 丁目■■番地、登記簿地目は田、現況は雑種地、899 m²。露天駐車場に転用。すでに埋め立てされており、始末書が提出されている。

議長 報第 20 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

15 番 申請番号 2 について、ここは去年、埋め立てを行っていると記憶している。どこかの残土を入れて埋め立てていたようだが、その際に始末書を提出しているのか。

事務局 申請書の提出時に始末書を提出している。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 20 号を終了いたします。

議長 次に報第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 21 号について事務局より説明願う。

事務局 3 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■市■■町■丁目■■番地、■■■。土地は平和町 7 丁目■■番地、登記簿地目は田、現況も田で 495 m²、宅地の分譲に転用。

申請番号 2 所有権移転、譲渡人、■■市■■町■■番地の■、■■■■、■■市■■町■■番地の■、■■■■、■■市■■町■■番地の■、■■■■、■■市■■町■丁目■■番地■、■■■。譲受人、多治見市下沢町 3 丁目■■番地の■、(株)エネファント。土地は 8 筆、■■町■■■■番■(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 271 m²、■■町■■■■番(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 122 m²、■■町■■■■番(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 112 m²、■■町■■■■番(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 122 m²、■■町■■■■番■(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 952 m²、■■町■■■■番■(■■■■)、登記簿地目は畑、現況も畑で 102 m²、■■町■■■■番■(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 9.91 m²、■■町■■■■番(■■■■)、登記簿地目は田、現況も田で 1,067 m²、太陽光の発電設備の設置場所に転用。

申請番号 3 所有権移転、譲渡人、■■市■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■。土地は大畑町 7 丁目■■番地、登記簿地目は田、現況は雑種地で 102 m²、駐車場に転用。大畑町 7 丁目■■に番地については、庭として使用されていたため、始末書を提出済み。

議長 報第 21 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。平和町の所は田んぼとの段差が大きいようだが。

7 番 申請番号 1 の平和町近辺については、私も一部関りがある。交通量が多いため、コンバインなどの農機具を下す際に難しい。土地を均した方がいい。排水が悪く、トラクターが田んぼ内で埋まってしまう事がある。そうすると費用もかかる。

議長 笠原天王下の太陽光パネルの所は、草刈りの依頼が多くあるとのこと。半導体不足の為、設置に遅れが出ていると聞いた。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 21 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 新しくなった活動記録簿を委員に提示。次回からは新様式で記入を依頼。1 月 19 日の農業委員農地利用最適化推進大会のお知らせ。

次回の総会開催日は、12 月 21 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 2 時 45 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 11 月 30 日

議事録署名

11 番

12 番

議長